

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平田村長 澤村 和明

市町村名 (市町村コード)	平田村 (07503)
地域名 (地域内農業集落名)	北屋敷地区 (北屋敷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業従事者の高齢化が進み後継者不足に加え、営農に必要な労働力も減少傾向。
- ・地区の農業を守り継続していくために、地区内の基盤整備に向け、農地の集積・集約を行い、令和6年度に集落営農法人が設立された。
- ・令和7年度から基盤整備事業が開始される予定である。
- ・法人の経営安定化を図るために、水稻以外の高収益作物の試験栽培に取り組んでいる。
- ・若い法人構成員の確保・育成に取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備対象地区の水稻については、段階的に法人や認定農業者等へ集積・集約化を進める
- ・さつまいもやブロッコリーの試験栽培に取り組み将来的な収益の向上を図る。
- ・農地を引き受ける法人の体制強化を図り、今後も継続して地区の農地を維持管理していく。
- ・飼料米や稲WCS、飼料用トウモロコシを作付し、耕畜連携に取り組むとともに労力削減を図る。
- ・地区の農地を維持するため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金に係る協定を今後も継続する。
- ・地区内外の新規就農者の受け入れを積極的に行う。
- ・出し手と受け手の意向を踏まえながら更なる農地バンクの活用を検討していく。
- ・若い法人構成員の確保・育成。
- ・狭小な農地については、農地改良等での、効率的な利用を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地を農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作がされておらず今後も農地への復旧が難しい農地については、保全等を進める区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域全体の受け皿となる法人や認定農業者への団地面積の拡大及び農地集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地中間管理機構へ貸し付け、法人や認定農業者の経営意向に基づき集積・集約を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の意向等を踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用による基盤整備事業を実施することとしており、で、令和7年度より事業開始を予定している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村や農業普及所、JA等と連携し、地域内外で開催される新規就農相談会へ参加するなどし、多様な担い手の確保・育成に努めるとともに、栽培技術の支援や農地のあっせんなど、相談から定着まで切れ目ない取り組みを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農業支援サービス事業体等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地区の山際の農地については、イノシシによる被害も発生していることから、拡大しないように電気柵を設置するとともに、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。
- ②水稻の減農薬、減化学肥料栽培への取組を検討する。
- ③農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。
- ④高収益作物を導入するため、畑地化を検討する。
- ⑤果樹や高収益作物等の導入を検討する。
- ⑦条件不利農地については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の活用により保全・管理等を行う。
- ⑧法人や認定農業者の経営状況を踏まえ、ライスセンター等の新たな農業用施設の導入を検討する。
- ⑨飼料用作物を地域の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は水稻栽培農家等に供給する。